

要 望 書

平成 18 年 5 月 24 日

法務大臣 杉浦正健殿

犯罪被害者家族の会 Poena(ポエナ)

会長 小林邦三郎

少年法の改正に関して

1999 年、山口県光市で母子が殺害された事件で殺人罪に問われた元少年（当時 18 歳）の上告審弁論が、4 月 18 日最高裁第三小法廷で行われました。検察側は「残虐な犯行で極刑で臨むしかない。無期懲役の二審判決を破棄しなければ著しく正義に反する」と主張し、検察側の上告が受理され弁論が開かれたことで、二審判決が見直される可能性が高いと報道されています。

同じ犯罪被害者遺族として、これまで苦しみ闘ってこられたご遺族のことを想いますと、人として許されない残忍な加害者を極刑にできることであれば、少しでも被害者の無念を晴らし供養にもなろうと願わずにはいられません。しかしながら現行の少年法が存在する限り、「少年の極刑」という司法判断の正当性を明確なものとするためには大きな問題が残されていると考えます。

1、少年法の目的	少年の健全な育成を期し、性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う。
2、対象年齢	20 歳に満たない者
3、刑罰	14 歳未満 刑事処分に行うことができない
	16 歳以上 故意の犯罪行為による殺害 検察庁に送致
	18 歳未満 死刑をもって処断すべきときは無期徒刑を科する
	18 歳以上 死刑をもって処断すべきことの主旨が見当たらない

18 歳未満の少年を死刑にできないことは、1989 年 11 月国連総会において採択された「児童の権利に関する条約」に 1990 年日本が署名し 1994 年に批准したことに明らかなです。

第 37 条〔拷問及び死刑等の禁止並びに自由を奪われた児童の取扱い〕

(a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。

死刑制度そのものの廃止を目指す第二選択議定書（1989年12月採択）に日本は批准しなかったとはいえ、18歳以上になったからと直ちに死刑が適用されるべきというのでは現行の少年法の存在意義を踏み躪るものであり、まずは少年法の改正、見直しに向けて慎重な議論を重ねることが筋道と考えます。

一方、東村山市ホームレス殺害事件のように、13歳の少年が主犯で14歳の少年が従犯の場合、13歳の少年は児童相談所に通告、結果として14歳の少年も保護観察処分という軽い処分に止まり、殺人という重大な結果に対する「刑罰」が不公平に軽減された印象を拭えません。

以上のことをご理解いただき、委員会等におかれましては少年法の改正についてすみやかに論議されますことを切に望みますとともに、下記事項の意見にもご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1、少年法における対象年齢を18歳未満に引き下げるべきと考えております。国際規約に署名し締結したことであれば、わが国の少年法も国際社会に準じたものでなければなりません。少年による残虐な殺害行為は被害者、加害者本人に止まらず、周囲の多くの人々、及び社会一般に与える衝撃、不安は計り知れないものとなっております。そのような犯罪を防止するために、また加害者の真の更生を現実にするためにもぜひ論議していただきたいと願っております。
- 2、他人を殺害した少年が少年審判で不処分になることも少なくありません。昭和24年に施行されて以来、少年審判は今日まで改正されていません。殺人事件における少年審判は密室行為であり、遺族にすら真実が知らされない厳しい現実に対し、被害者側から少年審判制度の改正が強く望まれています。遺族を裁判に参加させ証言の機会を与えるなど、人間としての最低条件の権利であり、法治国家として裁判制度の改正は当然のことと言えるでしょう。
- 3、少年犯罪は親の責任を問わずして防ぐことは困難です。家庭教育の中で10歳までに、人の善悪 他人への迷惑、社会への迷惑、他人への危害等の行為をしないことを教えるのは最低条件のことであり、終了していなければならないものと考えます。しかるに現状ではこれらを怠った親が何も責任を負っていないのです。支払能力に応じた被害者への上限のない補償と、支払能力のない場合の国家としての補償、また少年院の入所に伴う親としての費用の負担も検討されるべきでしょう。そうした責任を負うこ

とによって、親として犯罪被害者・遺族に誠意ある謝罪を行い、社会に大きな影響を与えた事件に対して国民に向けて謝罪をすることによって、少年は再び社会に受け入れられることが可能になるのです。匿名、顔のモザイク処理は止むを得ないとしても、今後ぜひ報道等での実現に向けた論議を望みます。

- 4、少年法における刑事責任を中学 1 年の 4 月から適用できるようにし、同一学年、同一条件にすることにより公平を原則とされ、保護だけでなく責任を明確にし、少年の健全な育成に役立つものと考えます。人間は 10 歳までに「命の教育」を修了しなければならないのであり、12 歳以上の年齢であれば差異を生ずることにはなりません。教育の中に犯罪に対する指導も必要であり、その教育を通して責任が生まれ犯罪防止に繋がるものと考えております。

犯罪被害者遺族が自らの体験を踏まえ、真剣に論議を重ね上記のことを要望いたします。願わくば今後は犯罪被害者に係る委員会等において、私どものような被害者遺族にも委員としての参加が許され、意見を述べる機会が与えられますよう何卒ご配慮を賜りたいと存じます。

以上

< 写し > 内閣府、文部科学省、警察庁 へ順次提出いたします。